平成 22 年 9 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長　濵尾　宏

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から平成 22 年 7 月 9 日に公表された企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」とする。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「適用指針案」とする。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

1. 「時価」と「公正価値」の読み替え（会計基準案第 3 項）

（コメント）

会計基準案第 3 項において、「時価」という用語を「公正価値」と読み替えて適用することとしているが、読み替えで対応することが適切かどうかを判断するためには、個別の検討が必要となる。会計処理の問題に限らず（本意見 9.参照）、「公正価値」と相違する概念としての「時価」が用いられていたり、会計上の「時価」という概念以外で当該用語が用いられていたりする場合がある。例えば、一般的な「時価総額」や「時価発行増資」という表現として用いられているケースや、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 20 項(5)における「時価」は、読み替えは必要ないとも考えられる。そのため、読み替えでの対応ではなく、各会計基準における修正の検討が必要と考える。

また、公正価値に類似する概念を定めた会計基準（例えば、「固定資産の減損に係る会計基準」における使用価値や企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」における通常の販売目的で保有する棚卸資産など）においても、それらが公正価値に含まれず、本会計基準が適用されないことを明確化するような改正が行われることを希望する。

2. 市場参加者の仮定と入力数値との関係（会計基準案第 5 項(1)）

（コメント）

会計基準案第 5 項では、市場参加者の考え方が示されており、必要に応じて、企業はこの前提に基づく市場参加者を仮定して、公正価値を算定することになる。

市場参加者に関連当事者が含まれないことは会計基準案第 5 項(1)で示されているが、一方、関連当事者との取引がアームズレングスに行われた場合には、当該取引価格をインプットとして用いることができる旨も示されている。ただし、実際にインプットとして用いることができるか否かは、市場参加者の定義や考え方とは直接関係がないため、会計基準としての定めを明確化するため、会計基準案第 5 項(1)ただし書きの定めについては、結論の背景又は適用指針に移動させるべきと考える。

3. 法的な使用制限における将来の見込み（会計基準案第 12 項）

（コメント）

最有効使用の仮定に際しては、測定日現在において、法的に認められた資産の使用を考慮するものとされている（会計基準案第 12 項(2)）。この「法的に認められる」とは、資産の使用に関する法的制限を考慮するものとされているが、会計基準案第 12 項柱書きにある「測定日現在」との関係が明らかではない。

例えば、測定日現在において存在する法的制限のみを考慮するのか、あるいは測定日現在において市場参加者が考慮するであろう法的な使用制限に係る将来の見込みも考慮するのか、いずれの取扱いによるのかによって、算定される公正価値が異なってくることが想定される。したがって、最有効使用の考え方を定めるに当たっては、このような法的な使用制限における将来の見込みの取扱いを整理することが必要と考えられる。

4. 評価単位の取扱いに関するガイダンス（会計基準案第 13 項）

（コメント）

公正価値を算定する単位、いわゆる評価単位として、それぞれの資産又は負債に適用される会計処理等に基づくとされており、会計処理を行う単位と一致させることを意図しているよう読み取れる。

しかし、例えば、マスター・ネッティング契約においては、適用指針第 22 項で相手先の信用リスク・ポジションの相殺を考慮することができるとされており、さらには、国際会計基準審議会（IASB）から平成 22 年 8 月 19 日に公表されたスタッフ・ドラフトでは、「信用リスクに係るネットのエクスポージャーの効果を含める」とされており、会計処理を行う単位と必ずしも一致しているものではないような定めも見受けられる。

したがって、ここでの定めが公正価値の測定上どのような影響を及ぼすものかを明確化し、財務諸表作成者などの理解を促進するため、会計処理を行う単位と評価単位の関係を示す詳細な説明又はガイダンスを設けるべきと考えられる。

5. 会計基準適用の影響額に係る取扱い（会計基準案第 20 項）

（コメント）

本会計基準について、過去の期間の財務諸表への遡及処理は行わないとされており、一方で、会計方針適用の影響額は期首の剰余金に加減するものとされているが、その他の包括利益累計額（評価・換算差額等）の修正は、期首のその他の包括利益累計額（評価・換算差額等）への修正となるため、連結財務諸表上の少数株主持分への影響も考慮し、「期首の純資産の額」を修正する定めとすべきである。

（理由）

本会計基準について、過去の期間の財務諸表への遡及処理は行わないとされている。例えば、過去の企業結合などのように、会計基準適用前の一時点において時価（公正価値）評価されたものについて、過年度に遡及して公正価値評価をやり直すものではないという趣旨と理解している。

また、会計方針適用の影響額は期首の剰余金に加減するものとされているが、こちらは、継続的に公正価値で評価するようなもの（例えば、市場価格のある有価証券など）に関して、適用初年度の前年度末の時価（公正価値）評価を、本会計基準に従ってやり直し、公正価値に異同があれば、その差額を期首の金額に加減する取扱いであると理解する。ただし、例えば、その他有価証券に分類される市場価格のある有価証券については、会計基準案第 20 項の定めのように、期首の剰余金に加減するのではなく、期首のその他の包括利益累計額（評価・換算差額等）を直接修正することになるのではないかと考えられる。また、連結財務諸表においては、少数株主持分への影響が生じることも考慮し、「期首の純資産の額」（企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 7 項(1)参照）に加減する定めとすべきである。

また、純資産の額に加減するものとした趣旨（その他有価証券評価差額金等の修正差額の取扱いなど）を、結論の背景などに記載することを検討するべきと考える。

6. 当初認識時における取引価格と公正価値の相違（会計基準案第 41 項）

（コメント）

会計基準案第 41 項において、取引価格が投資認識時の資産又は負債の公正価値を表さない事項の例が示されており、こういった例示を会計基準（結論の背景）に含むとした貴委員会の判断に同意する。

ただし、このような場合の会計処理上の取扱い（初日利得及び損失の取扱い）が明確化されるべきと考えられるが、この点に関して、関連する会計基準が併せて改正されることを前向きに検討すべきである。

7. ブローカー等の価格の利用（適用指針案第 30 項）

（コメント）

本会計基準において、ブローカーや情報ベンダーなどから提供された価格を用いる場合の取扱いが示されているが、ここでの定めが、金融商品以外の公正価値を算定している企業以外の第三者（不動産鑑定士、年金資産の運用委託先など）を含むものかどうか、明確に記載するべきと考える。

8. 企業結合の際の公正価値測定のガイダンス

（コメント）

企業結合が行われた際の公正価値測定（取得原価の算定並びに資産及び負債の公正価値測定）については、一定の金融商品のように継続的な公正価値評価が行われているものではないことから、各企業間の評価手法を統一化し、実務に資するという点より、その際の公正価値測定のガイダンスを設けることがより望ましいと考えられる。

9. 他の会計基準との関係（「コメントの募集」（参考））

（コメント）

本会計基準を開発することに伴う、既存の会計基準との関係について、会計処理に係る改訂を必要最低限とする方針に同意する。

また、他の会計基準において、技術的な改正に留まらない改正を必要とするケースも考えられるため、パブリック・コメント手続などのデュー・プロセスを適切に経ることが必要ではないかと思料する。

以　上